「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について

警察庁では、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)が改正され、戸籍の附票の記載 事項に新たに「出生の年月日」が追加されたことを踏まえ、古物商が古物を買い受けよ うとするとき等に行うべき相手方の真偽の確認の措置に関する規定等を改正する「古物 営業法施行規則の一部を改正する規則案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名)及び連絡先(住所、電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、日本語にて御意見を提出してください(ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。)。

なお、別紙のほかに、規則案について、新旧対照表を公表しております。 意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

| 意見提出先 | インターネット | ・電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・電子メール(seianki-publiccomment@npa.go.jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。 |
|--------|--|---|
| | 郵送 | 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁生活安全局 生活安全企画課 古物営業法施行規則パブリックコメント担当 |
| | F A X | 03-3581-0096 ※ 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 |
| 意見提出期間 | 令和4年11月25日(金)から 令和4年12月24日(土)までの間(必着) | |

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に 応じ公表する可能性があります。